

訪問歯科保健指導事業及び市町村の歯科口腔保健施策の推進に関する支援 実施要綱

1 目的

青森県口腔保健支援センター（以下「センター」という。）が、県内の事業所等を訪問して歯科保健指導等を実施することにより、県民の歯科口腔保健の保持増進を図るものである。

市町村の歯科口腔保健施策の推進に関する支援は、各市町村の歯科保健担当者に、乳幼児から高齢者等を対象とした歯科口腔保健施策について、歯科専門職の立場から助言し支援するものである。

2 実施主体

事業の実施主体はセンターとする。

3 対象

- (1)「健康教育実践研究支援事業」における健康教育実践研究校
- (2)フッ化物洗口事業を計画している自治体・教育委員会・小中学校等
- (3)市町村を含む各種団体等

4 事業内容と実施方法

(1)事業内容

ア 歯科保健指導

正しい歯みがき法など歯科疾患、オーラルフレイル予防等に関する歯科保健指導の実施

イ 歯科講話

歯科疾患、オーラルフレイルの予防等に関する講話の実施
フッ化物洗口等に関する講義・実技

ウ 市町村の歯科口腔保健施策の推進に関する支援については、予め市町村が施策・事業化を推進する際の課題等に関する支援や助言を実施するものである。

(2)実施方法等

別紙により進めていくものとする。

5 費用等

事業に係る経費は、原則無料とする。

6 留意事項

- (1) 本事業を実施するに当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）に基づき、適切にこれを行うものとする。
- (2) 本事業を実施するに当たっては、青森県歯科医師会、青森県歯科衛生士会などの関係団体及び関係機関と十分に連携を図り、協力を得て行うものとする。
- (3) 原則として、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始等閉庁日は、事業を実施しないものとする。
- (4) 3の対象に掲げた各種団体等とは、健康づくりリーダー等を育成する団体等を優先としセンターが必要と認めたものに限るものとする。
- (5) 3年以上事業を実施したものについては、対象としないものとする。

7 その他

事業の実施について必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月3日から施行する。

(別 紙)

訪問歯科保健指導事業及び市町村の歯科口腔保健施策の推進に関する支援の
実施方法等について

1 実施回数

原則として、1か所につき同一年度内1回とします。

2 申し込み方法等

- (1) 本事業対象のうち、事業の利用を希望する者は、原則として実施予定日の2か月前までに、センターに電話で相談します。
- (2) センターは、希望する日程や実施内容について確認し、事業実施の可否の検討を行って、その結果を希望者に連絡します。
- (3) 事業実施が“可”となった場合、希望者は実施申込書に必要事項を記入し、申込みします。(FAXでも可)
※実施申込書は、センターのホームページからダウンロードできます。
- (4) 実施申込書を受理後、センターは、事業を実施する旨、申込者に対し正式に通知します。
- (5) なお、事業実施場所の確保については、申込者が責任を持って行うものとします。